

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領

平成 16 年 1 月 30 日国土交通省告示第 61 号
改正 平成 18 年 3 月 17 日国土交通省告示第 351 号
改正平成 19 年 7 月 2 日国土交通省告示 第 866 号

(目的)

第 1 条 本実施要領は、自動車の燃費性能に関する評価を(以下単に「評価」という)実施し、その結果を公表することにより、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、もって一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進することを目的とする。

(評価及び公表の対象とする自動車の種類)

第 2 条 本実施要領の対象とする自動車は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号)第 21 条第一号に規定する乗用自動車及び同条第八号に規定する貨物自動車とする。

(評価方法)

第 3 条国土交通大臣は、前条の自動車の十・十五モード燃費値(乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号。以下「乗用車判断基準告示」という。))及び貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号。以下「貨物車判断基準告示」という。))に規定する十・十五モード燃費値をいう。以下同じ。))及び重量車モード燃費値(乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいう。以下同じ。))について、乗用車判断基準告示 1-1 及び貨物車判断基準告示 1-1 の各表(乗用車判断基準告示 1-1 (4) 及び(5)並びに貨物車判断基準告示 1-1 (3)の各表を除く。第一号において同じ。))の左欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる基準に対する適合性を判定することにより行うものとする。ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)別添四十二に規定するJC0ハモード法及び同告示別添四十二に規定するJC0ハCモード法により道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第三十一条第二項の基準に適合した自動車にあっては、当該自動車のJC0ハモード燃費値(乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJC0ハモード燃費値をいう。以下同じ。))について、乗用車判断基準告示 1-1 (4) 及び(5)並びに貨物車判断基準告示 1-1 (3)の各表の左欄に掲げる区分に応じ、基準に対する適合性(基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示 1-1 (4) 及び(5)並びに貨物車判断基準告示 1-1 (3)の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいう。))以上であることをいう。))をそれぞれ判定することにより評価を行うものとする。

- 一 燃費基準達成レベル 基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示 1-1 及び貨物車判断基準告示 1-1 の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。))以上であって、当該基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗

じて算出した数値(小数点以下1位未満を四捨五入して得た数値とする。以下同じ。)
未満

- 二 燃費基準5%向上達成レベル 基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて算出した数値以上であって、当該基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて算出した数値(小数点以下1位未満を四捨五入して得た数値とする。以下同じ。)未満
- 三 燃費基準10%向上達成レベル 基準エネルギー消費効率に100分の11を乗じて算出した数値以上であって、当該基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて算出した数値(小数点以下1位未満を四捨五入して得た数値とする。以下同じ。)未満
- 四 燃費基準20%向上達成レベル 基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて算出した数値以上

(公表)

第4条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、冊子、インターネット等により公表するものとする。

- 一 当該自動車の製造又は輸入の事業を行う者の氏名又は名称
- 二 車名及び型式
- 三 原動機の型式及び総排気量
- 四 変速装置の形式及び変速段数
- 五 エネルギー消費効率(十・十五モード燃費値、JC〇八モード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。)
- 六 基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1-1及び貨物車判断基準告示1-1の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいう。)
- 七 目標年度(乗用車判断基準告示1-1及び貨物車判断基準告示1-1の目標年度。)
- 八 基準に対する適合性(前条の基準に対する適合性をいう。以下同じ。)
- 九 車両重量
- 十 乗車定員(乗用自動車に限る。)
- 十一 最大積載量(貨物自動車に限る。)
- 十二 車両総重量(貨物自動車又は乗車定員11人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車に限る。)
- 十三 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策
- 十四 自動車の構造(貨物自動車又は乗車定員11人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車に限り、貨物車判断基準告示1-1(1)から(3)までの各表の左欄に掲げる自動車の構造の別、貨物車判断基準告示1-1(4)に規定するトラック等若しくは(5)に規定するトラクタの別又は乗用車判断基準告示1-1(6)に規定する路線バス若しくは(7)に規定する一般バスの別。)

十五 その他エネルギー消費効率の異なる要因(同一型式の自動車であって、エネルギー消費効率が異なるものがある場合において、その要因が第四号及び第九号から第十四号までに掲げる項目以外にある場合に限る。)

2 前項の自動車の種別は、次のとおりとする。

- 一 ガソリン乗用自動車 揮発油を燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車
- 二 ディーゼル乗用自動車 軽油を燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車
- 三 LPガス乗用自動車 液化石油ガスを燃料とする乗用自動車
- 四 小型バス 乗車定員十一人以上かつ車両総重量三・五トン以下の乗用自動車
- 五 ガソリン貨物自動車 揮発油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車
- 六 ディーゼル貨物自動車 軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車
- 七 路線バス又は一般バス 乗車定員 11 人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車
- 八 トラック等又はトラクタ 車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車

(国の講ずべき措置)

第五条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車の基準に対する適合性の有無を、当該自動車の使用者がその使用時に確認することができるようにするための適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定(同項第九号の次に二号を加える部分に限る。)及び同条の次に一条を加える改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。